

注 意 事 項

1. 登載内容について

この名簿に登載している業者は、令和7年4月1日時点において、佐世保市長の許可を受けている者です。

なお、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業は、長崎県知事の許可を受けていれば佐世保市でも業を行うことができます（佐世保市内で積替え又は保管を行う場合を除く。）。長崎県知事の許可のみを受けている業者は本名簿に登載されていないので、委託する際は、長崎県の名簿を確認されることを推奨します。

また、許可期限が過ぎていても、更新申請の審査中であれば、営業は可能ですので、個別にご確認ください。

【委託する際の注意】

処理業の許可に条件が付されている場合や取り扱うことのできる産業廃棄物の種類が限定されている場合、名簿発行後に事業範囲等の許可内容が変更されている場合があるので、処理を委託する際には処理業者から「許可証」の提示を求め、必ず「許可証」によって許可内容を確認すること（*委託契約書に許可証の写しを添付しなければなりません。）。

また、産業廃棄物処分業のうち最終処分については、許可期限前であっても埋立が終了している場合があるので、委託する場合は必ず現地を確認すること。

なお、委託契約に当たっては、必ず収集運搬業者及び処分業者のそれぞれと契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、その処理状況を確認すること。その他、法に規定された委託基準を遵守すること。

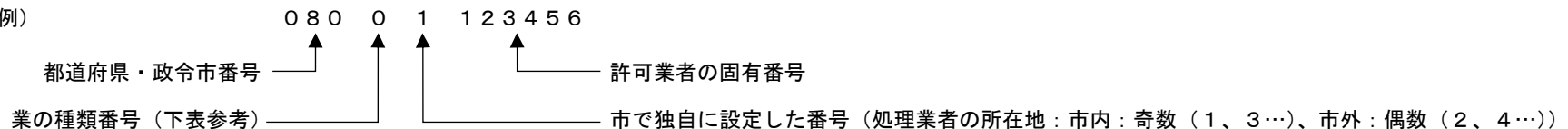
※ 事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。

2. 名簿の凡例等

(1) 許可番号は「全国統一番号」（11桁）で表示されています。

(例)



業の種類		番号	
産業廃棄物収集運搬業	積替え又は保管を含まないもの	0	
	積替え又は保管を含むもの	1	
産業廃棄物処分業	中間処理のみ	2	
	最終処分のみ	3	
	中間処理、最終処分	4	
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替え又は保管を含まないもの	5	
	積替え又は保管を含むもの	6	
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理のみ	7	
	最終処分のみ	8	
	中間処理、最終処分	9	

(2) 白丸（○）及び黒丸（●）の別は、当該事業者の取り扱える産業廃棄物の種類で、積替え又は保管の有無について記入しています。

○：積替え又は保管を含まない。

●：積替え又は保管を含む。

(3) 産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者として認定を受けた処理業者は、優良欄に○が記載されています。

(4) 産業廃棄物収集運搬業者は処理形態欄のセルに、産業廃棄物処分業者は処理方式欄のセルに、取り扱う産業廃棄物の種類の限定などをコメントとして挿入しています。また、備考欄のセルには処理業の許可に付された条件などをコメントとして挿入していますので必ず確認してください。